

昭和五十一年四月十二日提出
質 問 第 五 号

オリエンタルモーター株式会社の労使紛争と不当労働行為に関する質問主意書
右の質問主意書を提出する。

昭和五十一年四月十二日

提出者 竹 内 猛

衆議院議長 前尾 繁三郎 殿

オリエンタルモーター株式会社の労使紛争と不当労働行為に関する質問主意書

東京都台東区小島二―二―一―一に本社を置き、香川県高松市、千葉県柏市、茨城県土浦市、山形県鶴岡市にそれぞれ事業所を有しているオリエンタルモーター株式会社（以下会社という）における労使紛争と不当労働行為、労働基準法違反について質問する。

一 昭和四九年一月ごろに労働組合が結成され、それ以来会社と労働組合との間に紛争が拡大し、今日に至るも解決のメドがつかないというが、紛争の原因、経過、現状について明らかにして貰いたい。

二 労働組合より労働組合法違反、労働基準法違反などの事実について、地方労働委員会、労働基準監督署に申立、申告したといわれているが、その件数、内容、処理状況について明らかにして貰いたい。

三 企業の社会的責任がさげばれている時だけに、もし不当労働行為、労働基準法違反が事実で

あつたならきびしい行政指導を行うべきだと思いが、政府の見解を求めたい。

四 最後に、この労使紛争の解決についての労働省の具体策を明らかにされたい。

右質問する。